

令和2年第4回定例教育委員会会議議事録

会議室301・302

令和2年4月22日(水)

15時30分～16時15分

出席委員

教 育 長

計 田 春 樹

教育長職務代理者

倉 橋 英 治

委 員

今 村 保 恵

委 員

長谷川 武 司

事 務 局

部長

木 村 敏 男

次長兼教育振興課長

石 原 洋

学校給食課長

沖 克 哉

学校教育課長

山垣内 理 恵

生涯学習課長

岡 本 克 則

スポーツ振興課長

紙 田 敬 久

文化課長

花 本 秀 之

書記 教育振興課総務企画係長

三 信 裕 司

書記 教育振興課主任主事

松 井 和香子

議	題
三教委議第21号	三原市教育委員会事務決裁規程の一部改正について（公開）
三教委議第22号	令和2年度三原市立小学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第23号	令和2年度三原市就学指導委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第24号	令和2年度三原市就学指導委員会委員の任命について（非公開）
三教委議第25号	三原市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第26号	三原市学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について（非公開）
三教委報第7号	三原市招致外国青年任用規則の全部改正に係る臨時代理の承認について（公開）
三教委報第8号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第9号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

計田教育長 令和２年第４回定例教育委員会会議を始める。

議席については、三原市教育委員会会議規則第６条の規定により、教育長が定めることとなっているので、議席の指定を行う。１番 倉橋教育長職務代理者、２番 今村委員、３番 長谷川委員、４番委員は当面、空席とする。

本日の議事録署名委員は、倉橋委員と今村委員に願います。

それでは、令和２年第３回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記（令和２年第３回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

計田教育長 議事録を承認してよろしいか。

（一同承認）

計田教育長 議事録の承認については、以上である。

計田教育長 それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第２１号」及び「三教委報第７号」を公開とし、それ以外は人事案件で公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。

審議の進め方については、公開の案件を先に審議し、その後、非公開の案件を順に審議したいと思うが、よろしいか。

（一同承認）

計田教育長 それでは、そのように取り扱う。

計田教育長 それでは、「三教委議第２１号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 ７ページ三教委議第２１号は、１０ページ提案理由のとおり、会計年度任用職員制度の導入に合わせ、雇用契約による勤務関係の成立を想定していないことが明示されたため、この案を提出するものである。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、一般職の会計年度任用職員制度が創設された。この改正法の施行に伴い、会計年度任用職員については、賃金を給与報酬に計上していく必要があり、賃金を削除した。これに伴い、関係する事務決裁規程の中で、１１ページの新旧対照表別表第２の１、右側の現行欄にある２の賃金を今回の改正に合わせて削除したものである。適用については、令和２年４月１日からである。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

（なし）

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第２１号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

（異議なし）

計田教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第２１号」は原案どおり可決された。

計田教育長 続いて、「三教委報第７号」について、事務局から説明願いたい。

山垣内学校教育課長 １３ページ三教委報第７号「三原市招致外国青年任用規則の全部改正に係る臨時代理の承認について」は、三原市招致外国青年、いわゆる三原市教育委員会でいうＡＬＴ、アシスタントラングージティチャーについて、会計年度任用職員制度の導入により、ＡＬＴも会計年度任用職員となる。これに伴い、三原市招致外国青年

任用規則の全部を改正する規則について、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものである。14ページ以降に新たな「三原市招致外国青年任用規則」を掲載している。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 16ページの第6条、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目、5年目とあるが、この年限に上限はあるのか。また、それに対する報酬、それぞれ書かれているが、これも上限が定められているか。

山垣内学校教育課長 これは三原市が定める規則だが、国のものでも、報酬についてはこのように、2年目、3年目、4年目、5年目とされており、現在は5年が最長ということにしている。

長谷川委員 もう一点、年度ごとの雇用契約の場合に、5年を超えて契約を結べば、いわゆる無期雇用という形、本人が希望すれば、6年目に契約が再度繰り返された場合に、労基法上、いわゆる終身雇用に変えないといけないという心配があるが、その点はどうか。

木村教育部長 さきほど学校教育課長から、国の制度においても申し上げたが、まず募集する際に、5年が限度となっている。同時に、この4月からは契約関係から任用するという関係になる。地方公務員法は、任用という制度になるため、雇用契約の5年とは若干考え方が違う。そういった面言えば、委員が心配する点については除却されるものである。そもそも論として、募集する時に5年が限度としているにもかかわらず、三原市の規則においてこういう事ができると言うことはできないため、このような表現にしているものである。

計田教育長 その他、質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第7号」について、承認することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって「三教委報第7号」は承認された。

計田教育長 ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

計田教育長 以上で第4回定例教育委員会会議を終了する。

16時15分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し，その旨相違ないことを証すため，ここに署名する。

署名_____

署名_____